

「自己判定方式」とは

住家の被害が軽微な場合に、現地調査を省略して「一部損壊(準半壊に至らない・損壊割合 10%未満)」の証明書を迅速に交付する手続きです。

1. 自己判定方式のメリット

- ・ 発行が早い:現地調査を待たないため、交付までの時間が短縮されます。

2. 対象となる被害(目安)

住家(家屋)の損害割合が明らかに 10%未満で、

申請者が「一部損壊」の判定に同意できる場合 が対象です。

【被害内容の例】

- ・ 瓦や雨どいの一部破損
- ・ 外壁のひび割れ、一部剥がれ
- ・ 窓ガラスの破損
- ・ 床下浸水(畳やフローリングまで水が達していない)
※床上浸水や、明らかに大きな歪みがある場合は対象外(現地調査が必要)となります。

被害の程度 (判定区分)	損害割合(経済的被害)の目安
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上 50%未満
中規模半壊	30%以上 40%未満
半壊	20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満
準半壊に至らない (一部損壊)	10%未満

3. 必要書類・持参物

1. リ災証明申請書
2. 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
3. 被害状況がわかる写真(※自己判定方式では必須)

4. 申請用写真の撮り方

判定はすべて写真で行うため、以下の 2 種類を撮影してください。

- 引きの写真(全景)
 - 建物の外観(可能であれば 4 方向から)を、屋根から基礎まで全体が入るように撮ります。
 - 表札や周囲の風景を入れ、その建物である特定ができるようにします。
- 寄りの写真(被害箇所)
 - 被害のあった場所(ひび割れ、瓦のズレなど)に近づき、状況が明確にわかるように撮ります。